

平成22年度

年度計画

国立大学法人鳥取大学

※注

『○』（丸付数字）・・・平成22年度「年度計画」を示す。

『□』（四角囲い文字）・・・中期目標を示す。

『 ) 』（片カッコ数字）・・・中期計画を示す。

# 目 次

<b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	<b>1</b>
1 教育に関する目標を達成するための措置	1
(1) 教育内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置	1
(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	3
(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	5
2 研究に関する目標を達成するための措置	6
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	6
(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	7
3 その他の目標を達成するための措置	8
(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	8
(2) 国際化に関する目標を達成するための措置	10
(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置	12
(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置	13
<b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	<b>14</b>
1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	14
2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	15
<b>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	<b>15</b>
1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	15
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	16
(1) 人件費の削減	16
(2) 人件費以外の経費の削減	16
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	16
<b>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	<b>17</b>
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	17
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	17
<b>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b>	<b>17</b>
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	17
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	18
3 法令遵守に関する目標を達成するための措置	18
<b>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</b>	<b>19</b>
<b>VII 短期借入金の限度額</b>	<b>19</b>
<b>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b>	<b>19</b>
<b>IX 剰余金の使途</b>	<b>19</b>
<b>X その他</b>	<b>19</b>
1. 施設・設備に関する計画	19
2. 人事に関する計画	19
別紙（予算、収支計画及び資金計画）	21
別表（学部の学科、研究科の専攻等）	24

# 平成22年度 国立大学法人鳥取大学 年度計画

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置

○豊かな教養と人間性、専門性を備えた人間力の優れた人材を養成する。

- 1) 人間性を豊かにする教養教育を充実するとともに、人間力を高めて、幅広い職業人を養成するために、カリキュラムを不断に見直す。
  - ①人間性を豊かにする教養教育の確立を目指し、平成21年度に構築した新全学共通教育カリキュラムを実行するとともに、一層の充実に向けて検討する。
  - ②人間力を高めて、幅広い職業人を養成するため、高学年に至るまで教養教育を受講する機会が得られ、人間力の構成要素がバランスよく身に付くカリキュラムを展開する。
  - ③教員養成に関するカリキュラムの見直し、並びに、教職実践演習の導入に伴う授業開発及び教職ポートフォリオの開発を行う。
  - ④医学部では、医学科の米子地区での一貫した教養・専門教育試行の検証と評価を行い、カリキュラム作成の基本方針を検討する。また、生命科学科及び保健学科の一貫した教養、専門教育カリキュラム編成についても検討する。
- 2) 基礎知識を確実に習得させ、課題発見、問題解決の能力向上のための対策を充実する。
  - ①課題の発見、問題解決の能力向上を目指し、大学入門ゼミ、チュートリアル教育、フィールド実習・演習等を充実する。
- 3) 倫理教育、安全教育、環境問題、知的財産、情報セキュリティに関する教育を充実し、高い責任感を有する職業人を養成する。
  - ①「情報リテラシ」の講義で情報倫理と情報セキュリティ等に関するインターネット上のリスクについて教育し、ネットワークに関わる被害を防止する。
  - ②全学共通科目に知的財産関連科目を開設し、知的財産に精通した職業人を養成する。
  - ③医学部では、生命倫理、危機管理、環境問題等の社会的な関心の高い学問領域を重視したカリキュラムを構築する。
  - ④農学部では、学部科目「大学入門ゼミ」(獣医学科)・「教職科目」(化学)、修士科目「科学技術者倫理」において、倫理教育・安全教育・環境問題に関する教育を実施する。
  - ⑤生命機能研究支援センターでは、遺伝子組換え実験、動物実験、R I 実験などの安全教育を、各教育訓練、全学共通科目、医学概論などを通して支援する。
- 4) 海外での実践教育を推進し、国際的な課題にも対応できる幅広い人材を養成する。
  - ①海外の学術交流協定校への学生の派遣を継続して充実させる。
  - ②染色体工学研究センターでは、基盤研究を推進する過程で、世界最先端の染色体工学技術を教授し、国際的に活躍でき得る優れた総合的先端技術を有する生命科学者を育成する。
- 5) 創造性豊かな優れた研究開発能力を有する高度な専門職業人を養成するため、フィールド教育、海外実践教育、社会の中で学ばせる仕組み等を充実する。
  - ①学問に対する興味を深め、学問・研究が社会に貢献している実状を理解できるよう、「こころのコミュニケーション」等の授業を通じて、コミュニケーションの大切さを学習する教育を充実する。

- ②医学部では、がん専門コメディカルへの教育の充実により地域医療人の養成を行う。また、専門看護師コースの設置など広く専門性の付与に関する検討を行う。
- ③乾燥地研究センターは、グローバルCOEプログラム「乾燥地科学の世界展開」による若手研究者（博士課程）の人材育成支援や若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）「乾燥地における統合的資源管理のための人材育成」により、海外の連携機関における教育を通じて国際的な人材の育成を行う。
- ④連合農学研究科では、国際的に活躍できる研究者の育成をめざして、国際乾燥地科学専攻以外の専攻においても、授業科目「海外実習」（選択科目）の導入について検討する。

○学生の学習意欲や目的意識を高める教育を実施するとともに、社会の要請を踏まえた人材育成に関する教育を推進する。

6) 時代に応じた授業科目をカリキュラムに取り入れるなど、学生の学習意欲を高める授業を開講する。

- ①英語については、学生の習熟度並びに達成度に応じた授業内容を検討する。
- ②教養特定科目「鳥大読書ゼミナール」の充実、新たな授業科目の導入についても検討を行うとともに、地域医療、チーム医療に関連するカリキュラムを構築する。
- ③地域教育の発展、地域の活性化に関わる講義を実施する。また、提携大学との合同授業などを積極的に進める。
- ④初修外国語について、学習意欲のある学生のためのカリキュラムを検討する。
- ⑤英語カリキュラム改革の年次進行に伴い、平成22年度より開設する「総合英語Ⅰ、Ⅱ」について、各学期末にアンケート調査を実施し、その教育効果を検証する。更に、後期においては2年次生全員にTOEICを受験させ、一年間の学習効果について具体的な数値で明示する。
- ⑥染色体工学研究センターでは、社会のニーズに即したiPS細胞やES細胞を用いた遺伝子治療、再生医療応用や医薬品開発及び地球規模の食料問題に関する研究を通じて得られる最新の情報を教育に還元する。

7) 専門分野での早期体験実習を通じて、各専門分野への関心を高める教育を実施する。

- ①平成21年度に設置した地域学部地域文化学科芸術文化コースの教育体制を充実する。
- ②医学部では、医学科及び保健学科の新カリキュラムによる1年次の早期体験実習について点検評価し、教育内容を改善する。

8) 産業界、地域社会との連携により、問題解決に向けた交流の場を積極的に活用し、実習、インターンシップ、卒業研究等、学生への教育に反映させる。

- ①教育ボランティア事業を通じて学生の社会貢献や教職への意識を高める。
- ②インターンシップ、ものづくり実践教育を充実させる。
- ③地域学部では、地域学研究会を中心に地域の先進事例の検討を含めた地域学に関する学術図書刊行計画を推進する。
- ④工学部では、卒業研究発表会の一般公開や各種プロジェクトの学外向け成果発表会の実施を拡大する。
- ⑤染色体工学研究センターでは、医療、産業界の要請に基づき疾患モデル動物及び細胞、医薬品開発用モデル動物及び細胞の作出を実現化する研究を通じ、ベンチャーマインドを持つ人材を育成する。

○本学の教育研究理念に即した「知」のみならず、強い「実践的マインド」を有する学生の受け入れ方を適切に講じる。

9) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実施するため、一般選抜、推薦、A O入試等の多様な選抜方法の見直しを行う。

- ①既存の選抜方法を改善、向上するため入学センター及び各学部間で行っている連絡会を継続実施する。
- ②主に入学試験合格者を対象に実施してきたアンケート調査を入学志願者等にも広げ、多面的に調査、検討、分析した結果に基づき、各学部と協議のうえ選抜方法の見直しを行う。
- ③A O入試においては、入学センターと各学部が連携・協力して、より効果的、効率的な選抜方法を実践する。
- ④医学部では、医学科の特別入試（推薦入試Ⅱ）に地域枠及び特別養成枠を継続して設けるとともに、保健学科看護学専攻の特別入試（推薦入試Ⅱ）にも地域枠を継続して設ける。

1 0) 鳥取県内高校生の志願率及び入学率を向上させるため、小・中・高・大学連携を更に推進する。

- ①鳥取県内高校生の志願率及び入学率向上のため、小学校、中学校、高校との連携について創意工夫した企画を実行する。
- ②受験者側のニーズを把握し、進学相談会、大学説明会の内容を充実させる。
- ③高等学校の模擬授業、模擬実験などの体験学習や出前授業に協力することにより、高・大連携の推進を支援する。

1 1) オープンキャンパスの内容を更に魅力あるものにするとともに、広報誌やホームページにおいて、学生の受け入れに関する情報を充実させる。

- ①過去のオープンキャンパスの実施結果から改善策を検討し、更なる入学志願者確保につながる魅力的なオープンキャンパスを実施する。
- ②オープンキャンパスに参加できない受験生に向けて、効果的な広報活動を行う。
- ③学生の受け入れに関するこれまでの広報手段について成果を点検評価し、より効果的な広報活動を行う。
- ④アドミッション・ポリシーの認知度、適合性などを再点検し、受験生、高等学校等に向けて様々なメディアを用いて効果的な広報活動を行う。

## **(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

○大学における教育の質の保証・向上に資するよう制度・組織を見直し、整備・充実する。

1) 大学教育支援機構を中心として教育の質を確保し、教育内容等の明確化や厳格な成績評価を学生に周知徹底するため、大学教育支援機構を充実する。

①大学教育支援機構の業務の機能的遂行及び機構組織の活性化を推進するため、大学教育支援機構及び機構を構成する各センターの改組について検討し、実施する。

2) 学士課程教育に関する三つの基本方針（学位授与、教育課程の編成と実施、入学者の受け入れ）に沿って、学部・研究科の教育の質の向上を推進する。

①平成20年度に定めた三つの基本方針に基づき、シラバスの更なる改善について検討する。

②地域学部では、学生の単位取得状況をチェックし、学級教員や卒業研究指導教員を通じて教育の成果・効果を検証し、改善可能な体制を整備する。

③医学部では、卒業研究・修士論文等の公開発表会を実施し、学生の意識を高める。

④染色体工学研究センターでは、世界をリードする創造的な人材を育成する研究拠点としての役割を果たすため、卒業研究、修士及び博士課程の学生を積極的に受け入れ、国際誌へ研究論文を発表できるよう指導する。

3) 教育センターを中心に、学生による授業評価の結果を授業改善に反映させるための取

組を促進するとともに、教員相互の授業評価と学生の意見を取り入れたFDを実施し、教育の質を保証する体制を整備する。

- ①迅速な授業改善の体制を創出するため、学生による授業評価アンケート調査の内容及び実施方法の見直しを行う。また、評価の高い授業を学内教員に公開する制度について検討する。
- ②平成21年度に導入した学生参加型授業の検証を行うとともに、新たな授業の検討を行う。
- ③教育の質の向上を目指し、ワークショップ・講演会等を充実させて、効果的なFD活動を推進する。
- ④総合メディア基盤センターでは、教育用コンテンツの作成を支援する窓口を有効活用する。

4) 社会情勢並びに教育研究活動に対する社会的ニーズを踏まえた特色ある教育を実施するため、教育研究組織を再編・整備する。

- ①自己点検評価に基づき、学科・専攻等の改組について検討する。
- ②医学部では、地域医療実習を計画立案し、地域の医療機関で円滑に実習が行えるように、地域医療教育支援室を一層充実させる。
- ③女性教員の雇用を促進するために本学の現状分析を行い、課題の洗い出しを行う。

○学生の学習効果を向上させるため、教育・学習環境を整備・充実する。

5) 附属図書館、総合メディア基盤センター等を活用して、教育に必要な設備、図書館資料、情報ネットワーク等の整備を推進し、教育・学習環境を充実する。

- ①附属図書館では、学生・教職員がより多くの学術資料を利用できる環境を整備するため、学術資料費の予算確保に努め、資料を整備・充実させる。
- ②附属図書館の利用を促進し、利用者サービスを向上させるため、講習会や説明会等を継続して開催する。
- ③総合メディア基盤センターは、学習支援に寄与する組織との連携により整備された教育面のハード環境とソフト環境などの情報通信技術（ICT）を活用し、講義を充実するとともに、学生サービスを向上する。
- ④教育用情報ネットワークや、情報コンセントが未整備となっている講義室等のハード面、教育用情報ネットワークのセキュリティの向上などのソフト面を整備・充実するとともに、管理及びサービスの体制を強化する。また、パソコン相談窓口により、学生サービスを向上する。
- ⑤鳥取情報ハイウェイを利用した鳥取～米子間の遠隔講義・会議・講演等の運営が安定的に行えるよう支援を行う。
- ⑥学生証をICカード化し、図書館での図書の出借、情報ネットワーク等の利用時に個人認証が容易に行なえるようにし、教育・学習環境を整える。

6) 国内の国公立大学との連携を促進し、各大学の教育研究資源を有効に活用する。特に、獣医学教育においては、岐阜大学との教育課程の共同実施を目指す。

- ①農学部獣医学科では岐阜大学、京都産業大学との獣医学教育の連携授業を開始する。
- ②京都大学学術情報メディアセンターのスーパーコンピュータシステムを有効に活用するとともに、アプリケーションソフトについても効率的な利用の環境を整える。
- ③平成21年度に設置した「明治大学・鳥取大学連携推進協議会」に基づき、明治大学と協力して教育に関する連携の具体案を検討する。
- ④医学部では、「がんプロフェッショナル養成プラン」を広島大学、島根大学と引き続き共同で推進し、他大学の講義を特別聴講学生として相互に受講できるようにする。
- ⑤農学部では、中国・四国地区10大学による大学間連携プロジェクト「里山フィー

ルド演習」を実施する。

⑥ 連合農学研究科では、多地点制御遠隔講義システムを活用し、全国6連合農学研究科（18構成大学）との連携を強化し、幅広い教育を実施する。

⑦ 生命機能研究支援センターでは、中国地方バイオネットワーク会議、大学連携ネットワーク、全国連絡会議などに参加する国内の国公立大学などと連携し、大学間連携による高度技術支援体制や安全体制の整備に着手する。

### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○ 大学生生活における総合的な学生支援を行うため、学生に対する経済的支援、相談体制等を充実する。

1) 教職員が連携し、学生に対する学習・生活・就職等のきめ細かな相談・指導が実施できるよう、ハラスメント防止を含めた体制を強化する。

① 学級教員、学生相談室・ピアサポーター、学生部、保健管理センター等の関係機関が連携を強化し、学習・生活・就職相談等の機能を充実させて学生に対する総合的な支援を行う。

② メンタルヘルスに関する基礎的な知識やハラスメント防止のための知識を習得し、スキルアップを図るため、学生相談員、ハラスメント相談員等を学内外研修会へ積極的に参加させる。

③ 医学部では、少人数の学生に対応できるよう顧問教員を決め、きめ細かな相談・指導の体制を強化する。休学学生・留年生に定期的に面談及び報告を行うシステムを充実させる。

2) 学部生や大学院生に対する奨学金制度等による経済的支援を充実する。

① 民間企業等からの寄附金を原資とする給付型奨学金制度により、経済的理由により修学が困難であり、かつ、学業成績が優秀な学部・大学院学生に対し給付を行う。

② 大学院博士課程（後期課程）の1年次及び2年次生の特に優秀な学生に対し、「エンカレッジファンド」により給付を行う。

③ TA制度及びRA制度と併せて、経済的自立支援を行う。

3) 課外活動支援制度及び学生相談員制度などを充実する。

① 課外活動施設等の充実・支援体制の整備等を行い、課外活動を活性化させる。

② 学生の人間力形成に役立つ自主的課外活動の内、特に優秀な取組みに対し支援を行う。

③ ピアサポーター制度を充実させるため、サポーターの新規募集、研修及び支援を行う。

④ 問題を抱えている学生に対し、学生相談員やピアサポーターによる相談制度の利用を促進するため、ホームページや掲示物等を活用して積極的なPRを行う。また、「なんでも相談」との連携を強化する。

4) 保健管理センターを中心に、健康教育及び健康相談を充実させ、きめ細かい健康管理の活動を支援する。

① 各種健康診断とその事後措置・健康相談・カウンセリングを実施し、関係部局や学生相談員と連携しながら、きめ細かい健康教育、健康指導を行う。

② ホームページや掲示物等を利用して広報活動を促進し、保健管理センターの業務内容のPRや健康管理に関する情報を発信して、気軽に保健管理センターを利用できるようにする。

③ アルコールやタバコによる健康障害防止のためにアルコールパッチテスト、禁煙相談、健康セミナーを実施するとともに、薬物依存に対する健康教育、健康指導を進める。

④新型インフルエンザ、麻疹、風疹等の感染予防に対して、適切な健康教育を行う。

○体系的なキャリア教育を充実するとともに、就職支援を強化する。

5) キャリア支援組織体制を強化し、社会人、職業人として自立できる能力を養成するキャリア教育を充実する。

①キャリアセンターを設置し、キャリア教育及び就職支援を充実する。

②教育センターでは、教職に関する学習を深めるための「教職ゼミ」（「教育方法論」）を開催する。

③習得した専門的知識を生かして社会貢献ができるよう、資格取得の支援、適切な就職・進路指導を行う。

④附属図書館では、インターンシップの一環として、司書を目指す学生の受入を実施する。

⑤キャリア教育を強化するため、インターンシップによる学生の受け入れを推進する。

6) 学生への就職支援情報の提供機能を強化するとともに、就職ガイダンス等を充実する。

①ホームページ等を活用して、学生への就職支援情報の提供機能を強化する。

②就職ガイダンス等については、外部講師を招いての就職ガイダンスやOB・OGの就職セミナーを引き続き開催するなど、学部との連携を強化するとともに内容を充実する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○基礎的、萌芽的分野の育成を図りつつ、本学の特色ある分野については、世界最高水準の研究を推進する。

1) 本学の特性を生かした多様な学術研究機能を充実できるよう、教員の自由な発想に基づく基礎的、萌芽的研究を推進するための研究環境を整備する。

①鳥取大学学術研究推進戦略に基づき学部横断的研究プロジェクトへの研究助成制度を検討し、育成支援を行う。

②大型共通機器等の技術講習会等を実施して研究の推進を支援する。

③各種研究成果発表、公開シンポジウムへの人的財政的支援を推進し、研究環境を整備する。

④各部局独自の研究に係る年度計画に対し、大学として側面的支援を行う。

⑤学内共同教育研究施設では、研究支援や技術講習会等を開催し、研究技術の高度化に貢献する。

2) 選択と集中により乾燥地科学、菌類きのこ資源科学、染色体工学、人獣共通感染症等の環境及びライフサイエンスに特化した学際的研究プロジェクトを育成する。

①環境及びライフサイエンスに係る学際的研究プロジェクト（乾燥地科学、菌類きのこ資源科学、染色体工学・再生医療、人獣共通感染症等）に対し、世界的水準の維持発展に向けて技術支援、事務支援を充実する。

②グリーンサステイナブルケミストリプロジェクト等、萌芽的研究プロジェクトの育成を支援する。

③生物遺伝資源の活用を図るため、生物資源の収集分類、系統保存のためのデータベースの作成、保存設備の整備、及び分譲に係る規則等の検討を進める。

④学際的研究プロジェクトにおける国内外との研究者交流を促進し、情報ネットワークの構築を充実する。

⑤乾燥地研究センターでは、「共同利用・共同研究拠点」として、「砂漠化や干ばつ等の諸問題の解決及び乾燥地における持続可能な開発に資する研究」を推進する。



- ⑥農学部附属菌類きのこ遺伝資源研究センターでは、国内外の共同研究の実施等により、遺伝資源の収集・活用を更に推進するとともに、現有菌類きのこ遺伝資源のデータベースを構築する。
- ⑦農学部附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センターでは、他大学・研究機関と連携し、アジアの感染症常在国における防あつ体制確立のための共同研究、国内並びに周辺諸国における鳥類疫学共同調査、鳥由来人獣共通感染症疫学専門家の養成プロジェクトの3つを主軸とした研究プロジェクトを推進する。

○地域社会や産業界の課題解決に向けた研究を推進するとともに、その研究成果を広く社会へ還元することにより、持続性のある生存環境社会の構築に寄与する。

3) 地域社会や産業界等が抱える諸課題の解決に向けて、自治体、学外の関係諸機関等との共同研究を積極的に実施するとともに、自治体、経済団体等からの要請にも積極的に対応する。

- ①地元の(財)鳥取県産業振興機構や(地独)鳥取県産業技術センター、金融機関等との連携を密にして、産学・地域連携推進機構のコーディネーターを中心に地域の社会的ニーズを把握し、研究者とのマッチング業務を行い、共同研究等を推進する。
- ②少子高齢化に伴う過疎社会の加速度的進行に対する安全で安心な持続性社会の形成に向けて、自治体との連携プロジェクトの支援を強化する。
- ③試験研究機関等との連携による「衛生・環境研究会」、「食品開発と健康に関する研究会」、「日本海水産資源研究会」等各種研究会の活動を積極的に支援する。
- ④新たに発足する「とっとりバイオフィロンティア」など産官学連携事業を積極的に支援する。
- ⑤生涯教育に関わる諸組織とともに、地域教育が抱える課題の解決に向けた実践的研究を行う。
- ⑥工、医、農の学部横断的研究プロジェクト「とっとり防災・危機管理研究会」では、鳥取県、鳥取市と連携し、自然災害、感染症災害等の突発災害に対して防災・減災研究、危機管理研究を推進する。

4) シーズ発表会、学会活動及びホームページの活用等、各種広報手段を通じて、研究成果を広く社会へ還元する。

- ①産官学交流事業の充実に向けて、鳥取県内をはじめ、東京、大阪、名古屋、兵庫県播磨地区など各地でシーズ発表会、ビジネス交流会等を開催する。
- ②これまでの産官学交流事業を自己点検評価し、より一層の成果を期待できる事業のあり方について検討する。
- ③「とっとりネットワークシステム(TNS)」の活動を支援し、研究会の活発化と研究者・技術者の交流を推進する。
- ④地域の「知の拠点」として、本学における研究成果を各種広報手段によって広く情報発信し、特にホームページを常に更新して充実する。
- ⑤研究者総覧の更新に努め、研究者の研究をより理解できる内容として広報する。
- ⑥生命機能研究支援センターでは、遺伝子実験、RI実験、動物実験等の技術や知識を、講習会等を通して社会に還元する。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○優秀な研究者を広く国内外に求めることにより、国際的競争力をもった卓越した研究拠点を形成する。

1) 学術研究推進戦略に基づき選択と集中により本学の特性を活かした環境とライフサイエンス等の学際的研究分野を重点的に推進する研究拠点を形成する。

- ①学際的研究プロジェクトの推進に向け、学内共同教育研究施設を活用して研究支援

を充実させる。

- ②鳥取県との連携による「とっとりバイオフィロンティア構想」の具現化により、染色体工学研究拠点の形成に向けて支援体制を充実する。
- ③菌類きのご資源科学をはじめとする研究拠点形成に重要な役割を果たす生物遺伝資源の収集と分類保存のあり方について検討する。
- ④研究拠点形成に必要な重点支援策を検討し、具体的な行動計画を策定する。

2) 優秀な人材を確保するため国際公募を導入するとともに、ポスドク等の若手研究者を積極的に登用する。

- ①研究者の採用、昇任は公募を原則とし、国際公募を通じて優秀な外国人の登用の道を開く。
- ②ポスドクなどの若手研究者が参加できる新たな競争的学内研究助成制度を検討する。
- ③研究水準の高度化を目指し、海外教育・研究拠点との学術交流、特に若手研究者の海外派遣を推進する。

3) グローバルCOEプログラム等大型の研究プロジェクト組織を充実させ、研究拠点活動を強化する。

- ①グローバルCOEプログラム推進のため、研究支援組織を充実する。
- ②国内外の研究機関との連携支援を通じて、グローバルCOEプログラム等大型の研究プロジェクトの研究活動を支援する。
- ③生命機能研究支援センターでは、菌類きのご資源科学や染色体工学、人獣共通感染症、iPS細胞、ES細胞を使用した再生医療研究等の世界的水準の研究を積極的に支援する。

○最高水準の研究を推進できる環境を整備・充実する。

4) 設備マスタープランに基づく全国および全学共同利用の研究設備の優先的導入、支援スタッフの充実など研究支援体制を充実する。

- ①設備マスタープランに基づく研究設備の整備とともに、学部に設置した設備の全学的利用に向けて検討する。
- ②大型機器の使用に係る技術支援スタッフ等の充実を図り、研究を推進する。
- ③情報通信・情報メディアに関連した研究に対する基盤整備を行うため、総合メディア基盤センターを活用し、学内のサーバ、情報ネットワークの一元的管理体制を推進する。

5) 研究の進展と社会の要請に応じ、研究組織の見直し等を行うとともに、国内外の研究機関との連携を強化する。

- ①学部附属教育研究施設の大学附属への移行等について、学部間や国内外の研究組織との連携強化を目指して、組織の見直しの検討を開始する。
- ②利益相反や倫理問題等を検討する組織を含む臨床研究支援センター（仮称）の設立について検討する。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

○国、地方自治体、民間団体、さらに他の高等教育機関等との連携を強化し、産官学連携機能を強化する。

1) 産学・地域連携推進機構を窓口として、全学的な産官学連携推進体制を強化する。

- ①産学・地域連携推進機構を産業界からのニーズの受信窓口として、外部から気軽に相談できるよう配慮するとともに、本学の研究シーズや学外の産官学連携組織を紹介できる体制を充実し、地域との連携を深める。

- ②産学・地域連携推進機構を中心に、企業に関する情報や研究者に関するデータベースを再検討し、必要な情報が速やかに活用できる体制を構築する。
- ③鳥取県と連携して地域情報ネットワークを充実する。
- 2) 産学・地域連携推進機構を中心に、本学の教育研究の成果を積極的に広報活動を行うとともに、民間企業との共同研究の推進や大学発ベンチャーの育成支援を実施する。
  - ①コーディネイト機能の充実とともに、産学・地域連携推進室連絡会の積極的利用等を通じて産官学連携を推進する。
  - ②産学・地域連携推進機構の専任教員やコーディネーター及び東京、大阪などの学外オフィスとの連携を強化し、連携企業などの関係諸機関に対する積極的な広報活動を展開し、事業拡大のための裾野を拡大する。また、本学主催の産学交流に係る各種行事やイベントについて自己点検評価を行い、より効果的なアプローチ方法を検討する。
  - ③大学発ベンチャーに対し、本学施設の利用、広報活動への協力を行うとともに、大学発ベンチャーの育成支援を行う。
  - ④各学部や全学共同教育研究施設による大学開放事業を積極的に推進する。
  - ⑤鳥取大学の研究成果を社会に還元するため、鳥取大学研究成果リポジトリの内容を充実させる。
- 3) 研究を通じて創出された知的財産を効果的に技術移転する活動を展開する。
  - ①産学・地域連携推進機構では、第1期中期目標期間中の知的財産の管理運用に係る諸課題を精査するとともに、知的財産権の活用推進体制を充実させる。
  - ②染色体工学研究センターでは、得られた研究成果を特許化後、速やかに論文化するとともに、企業に対する広報活動を行い産業活用を推進する。
- 地域のニーズを的確に把握し、地域の知の拠点として社会貢献機能を強化する。
- 4) 少子・高齢化や過疎化等、地域社会の諸課題の解決に資するため、本学の知を結集し、地域の活性化を推進する活動を積極的に実施する。
  - ①産学・地域連携推進機構の地域貢献・生涯学習部門及び米子地区地域連携部門を窓口とし、年度ごとにPDCAサイクルに基づく管理を行うなど、全学的な推進体制を強化する。
  - ②鳥取県や県内4市と本学との連絡協議会、県各部局と各学部等との意見交換会を定期的に開催し、地元自治体との連携を強化し、地域貢献支援事業を積極的に推進するとともに、県等が取組む過疎対策や定住促進対策の推進に協力する。
  - ③鳥取大学が日南町と共同設置した「鳥取大学・日南町地域活性化教育研究センター」を活用して、過疎高齢化が進行する日南町における農林業の振興、自然環境の保全、都市との交流と住民の定住に関する研究を推進する。
  - ④琴浦町の農林水産業をはじめとする地域活性化方策を支援するとともに、実践教育、研究のフィールドとして活用する。
  - ⑤平成21年3月に連携協定を締結した明治大学との地域貢献分野での交流を促進する。
  - ⑥研究成果の普及活用を通じて、地域のバイオ関連産業の活性化に協力し、地域社会へ貢献する。
  - ⑦医学部では、地域を対象とした生活習慣病対策、特定健診・特定保健指導、介護予防に関する調査・研究を促進する。地域での疾病の早期発見や予防への取り組みを行うため、県や医師会との連携を推進するとともに、地域医療支援体制を充実させる。
  - ⑧人口減少・高齢化社会、過疎問題、環日本海地域の発展に取り組む研究拠点を形成

し、地域と連携して問題解決のための研究を推進するとともに、産官における組織をリードできる人材の育成を行う体制を検討する。

5) 地域社会や住民のニーズに応えたりカレント教育、生涯学習、公開講座、出前講座及び各種研修会等を企画し、実施する。

- ①地域の需要及び住民の関心のある事項に関する講演会、シンポジウム、公開講座等を開催するとともに、講師派遣等を通じ住民への教育活動、自治体への支援活動を実施する。
- ②鳥取市役所駅南庁舎に設置した鳥取サテライトオフィスについて、地域貢献、産学官連携の推進、社会人教育、生涯学習等の活動拠点としての活用を推進する。
- ③鳥取県や民間企業と連携した社会人リーダー養成研修講座、医療人等専門職業人の再教育講座の開設に努める。
- ④医学部では、地域保健医療福祉機関と連携し、鳥取県の看護職員の確保と離職防止の取り組みを行う。
- ⑤地域の図書館のレベルアップを目的として、県内図書館等と共同で実施している職員研修を充実させる。

○地域の人材育成を推進するとともに、地域教育や地域文化の振興に貢献する。

6) 社会人の大学院入学を促進するとともに、次世代の子どもたちをはじめ地域住民に対し質の高いものづくり等、科学技術の知識と技能を提供する。

- ①鳥取県や鳥取県教育委員会との連携を強化しながら、「子どもたちのための楽しいものづくり技術学講座」など、青少年向け科学人材養成の取り組みを継続して実施する。
- ②J S Tの地域科学技術理解増進活動推進事業「地域ネットワーク支援」の採択を受け創設した「ものづくり道場」を拠点にして、地域のものづくりリーダーの養成、科学技術理解ネットワークづくりを行い、地域のものづくり、科学技術推進活動の支援を行う。また、次年度以降のものづくり道場の在り方について、関係自治体と協議する。
- ③総合メディア基盤センターでは、医学系研究科の社会人大学院生用及び卒後臨床教育用の遠隔教育を支援するための教育コンテンツ運用支援及び、遠隔教育用サーバ管理等のサービスを充実する。

7) 鳥取県並びに市町村教育委員会と連携し地域教育の充実を支援するとともに、地域学部附属芸術文化センターを中心に地域の芸術文化の振興に貢献する。

- ①地域の教育力の向上を図るため、鳥取県市町村教育委員会等と連携し現職教員、保育士、学童保育指導員への研修会等を開催するなどの支援を充実する。
- ②芸術文化についての講演会、演奏会、作品発表会、レクチャー及び調査研究等を実施すると同時に、それらの研究成果を社会へ公開する。

## (2) 国際化に関する目標を達成するための措置

○教育、研究及び社会貢献に係る大学の国際化を強化する。

1) 海外拠点、国際戦略本部等の組織・機能を充実し、国際的な教育・研究活動への支援と危機管理能力を強化するとともに、大学情報の多言語化を推進する。

- ①各部局との協力体制を強化しつつ、全学的な国際戦略・国際交流に関する組織を見直す。
- ②国際戦略本部強化事業によって設置した5つの海外教育・研究拠点を充実し、海外との学術交流の促進を支援する。
- ③国際的な教育・研究活動への支援に関するスキルアップのため、海外拠点等への教職員の派遣を推進する。また、安全情報の学生、教職員への周知と具体的な安全対

策を派遣先の教職員と連携して実施する。

- ④国際交流に係る危機管理マニュアルを制定し、検証と修正を定期的に行う。また、学生、教職員の危機管理意識を高めるため、広報活動の強化と危機管理セミナー及び安全セミナー等を定期的実施する。
- ⑤学内文書の多言語化への対応を進めるため、特に英語対応を推進し、併せて中国語もしくは韓国語への対応を開始する。
- ⑥国際交流センターのホームページを見直し、多言語化による留学情報、国際交流情報の提供を充実する等の利便性を高める。

2) 外国人教員による語学教育、英語による授業科目、教職員を対象とした英語、中国語、韓国語、スペイン語の研修を充実・強化する。

- ①英語による専門授業科目の開設の増加と英語による授業のみで学位取得が可能なコースの開設、及び語学強化コースの充実を検討する。
- ②留学生を含め、学生及び教職員の英語学習環境の充実のため、e-ラーニングシステムの導入を図る。
- ③職員のトリリンガル語学研修と国際業務研修を海外教育・研究拠点と連携して実施する。

3) 地域の行政機関、教育機関等との連携を一層強化し、地域社会の特徴を活かした国際交流活動を実施する。

- ①地域における国際交流活動の活性化を目指し、大学コンソーシアム山陰及び鳥取県留学生等交流推進協議会等の見直しを検討する。
- ②県内の高等教育機関や各種国際交流団体等と連携し、地域のニーズに応じた国際交流活動を促進する。
- ③北東アジア地域大学教授協議会を核として、全学的な観点から北東アジア地域との学術交流を推進する。
- ④地域の学校から寄せられる国際理解教育に関する教員、留学生の派遣依頼に対応する。

○留学生受入、日本人学生派遣及び教職員の相互交流等、教育研究活動に関連した国際交流活動及び国際協力事業を充実する。

4) 留学生30万人計画に沿った留学生の受入れを拡大するため、修学及び生活支援等の留学生を支援する体制の一元化等、留学生受入のための環境を整備・充実する。

- ①留学生同窓会や国際的ネットワークの活用、国内外の留学フェアや留学ガイダンス等を積極的に行い、学習意欲の高い優秀な留学生を確保する。
- ②留学生の学習指導、生活及び各種手続き等の支援を行う「留学生サポートデスク」を新設し、教職員が一体となった一元的なサービスを開始する。
- ③留学生に対する奨学金受給率の向上のため、鳥取大学の国際交流基金を活用した奨学金をはじめ、公的、私的奨学金制度への情報提供を強化する。
- ④留学生の住環境を充実するため、大学の既存宿舎の活用、行政機関等との連携及び各種支援制度の活用により、渡日1年以内の留学生への住居を確保する。
- ⑤附属図書館では、留学生用図書を充実させるとともに、留学生用の利用案内や館内サインの整備を推進する。

5) 日本人学生及び教職員の派遣を拡大するため、語学力の強化プログラムや留学ガイダンス等の充実、及び国際共同研究情報の広報活動を強化する。

- ①海外実践教育カリキュラム及び海外派遣事業を充実するとともに、今後のあり方について検討する。また、現地学生の受講も積極的に受入れ、海外教育の意義を高める。

- ②若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）への修士学生の参加を推進するため、鳥取大学国際交流基金による支援を強化する。
  - ③語学強化コースのプログラムの充実と実施体制の強化により学生の語学能力を向上させるとともに、留学（3ヶ月以上）する学生については、鳥取大学国際交流基金による支援を充実する。
  - ④グローバルCOE等の教育研究推進のための大型プロジェクト事業を活用して語学研修や海外派遣研修を引き続き実施する。
  - ⑤海外教育・研究拠点を活用し、国際シンポジウムや鳥取大学フェア等を開催することにより、国際共同研究情報の収集・発信を行う。
- 6) 学術交流協定校等との連携を一層強化し、短期留学プログラムを構築するとともに、ダブルディグリー、文化体験プログラム等、本学の特徴を活かした交流プログラムを充実・拡大する。
- ①学術交流協定校との活動実績・計画を自己点検評価し、鳥取大学国際交流基金等による支援を考慮するなど、学術交流協定校の重点化及び学生の海外派遣を推進する。
  - ②学部レベルでのダブルディグリープログラムへの受け入れ学生の拡大に努めるとともに、修士課程でのダブルディグリープログラムについて検討する。
  - ③国際学術交流への参加大学（者）の増加を図るため、短期研修プログラムの充実と海外の大学への広報活動を強化する。
  - ④統合的乾燥地利用に関する共同修士号プログラム（MSプログラム）及び若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）「乾燥地における統合的資源管理のための人材育成」を推進し、学生、教職員の海外派遣及び海外連携機関からの研究者・学生の招へいを推進する。
  - ⑤附属学校園では、海外の姉妹校等との交流の推進及び教員の海外研修を実施する。
- 7) 持続性ある地球環境を維持保全するため、主として開発途上国の人材育成や各種技術協力を、(独)国際協力機構（JICA）等の国際支援機関と連携し推進する。
- ①(独)国際協力機構（JICA）との連携による集団研修を継続実施するとともに、学位取得型研修を実施する。

### (3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○高度な医療人の養成を行うとともに、良質な医師及び医療従事者を確保し、医療の質を向上させ、地域医療に貢献する。

- 1) 臨床教育・実習の充実及び医療の質の向上のため、卒前教育及び卒後初期・後期臨床研修並びに総合診療や生涯教育のための体制を充実する。
- ①卒前教育において、学生のクリニカルクラークシップの内容を各診療科で検討の上、到達目標を設定しそのプログラムを作成する。
  - ②卒後初期研修の環境整備や研修医の処遇改善を図るとともに、卒後臨床研修センターの機能を拡充し、初期臨床研修を充実することにより、当院での研修医数を増やす。
  - ③卒後3年目以降の専門医研修の到達目標を各診療科で定め、その達成のためのプログラムを作成し、「大学病院連携型高度医療人養成推進プログラム」の参加者を増やす。
  - ④患者及び医療従事者間のコミュニケーション能力を備え、患者を全人的に診ることができ、地域医療に貢献できる医師を養成するため、初期臨床研修の総合診療コースを充実させる。
- 2) 地域が求める医師及び医療従事者を養成するための教育・研修を充実する。
- ①専門医及び認定医等を取得するための経費を十分に確保し、医師、看護師、薬剤師、

コメディカル職員等の教育研修等を充実させる。

②新たな知識、技術、資格を取得するための学び直しの推進を図る。

③地域医療従事者の教育・研修を充実させる。

○トランスレーショナル・リサーチ（基礎研究の臨床応用）を展開するとともに、先進医療の研究開発を推進する。

3) 臨床研究経費を拡充するとともに、施設・設備等の基盤を整備するなど、臨床研究支援体制を充実して、先端医療技術の開発を推進する。

①先端的医療の実施に必要な経費を確保し、開発を推進する。

②総合メディア基盤センターは、がんセンターが実施する「地域がんプロフェッショナル養成プロジェクト」のテレビ会議システム、e-ラーニングシステムの運用を支援する。

○大学病院の業務に専念できる環境を整備する。

4) 多様な人事制度と働きがいのある職場環境による、柔軟で機動的な管理体制を構築する。

①適切な人材の安定的な確保のため、多様なキャリアパスの構築、雇用形態の多様化を進める。

②機動的な事務組織の構築を検討する。

5) 医師・看護師及び医療従事者の業務実績等の評価に基づいて人員の適正配置を行い、環境の改善を行う。

①業務改善のための専門委員会を設置し、業務評価による制度を確立する。

②医療業務従事者を安定的に確保するため、柔軟な雇用形態について検討する。

③近隣の医療機関等との交流を促進する。

④医師の業務負担軽減対策として、医師の事務作業及び検査・測定等を支援するメディカルクラークの配置を推進する。

⑤医師不足に対応する看護師、医療従事者等の業務分担として、院内助産所等の設置を検討する。

⑥女性医師等の就業継続及び復職の支援を推進する。

○病院の社会的責任を果たし、患者中心の安全・安心で効率的な病院運営を実践する。

6) 患者本位の安全・安心な質の高い医療を実践するため、病院長のリーダーシップのもと、人材・資金・施設設備などを効率的に活用する。

①患者サービスの向上のため、各種医療相談機能の整備、患者受入体制の充実、広報の充実、患者学習支援等のアメニティの充実を推進する。

②病院経営における診療実績及び貢献度を評価し、インセンティブ経費として配分する。

③病院施設設備の効率的な整備を実施する。

④病院の健全経営を行うため、外部委託の推進、光熱水料の削減、機器メンテナンス費用の見直し、薬品・医療材料の在庫削減、固定経費の節減等を推進する。

7) 地域関連医療機関との連携推進と地域が求める医療体制を充実する。

①効率的な病床運営を行うため、病床個室化、病床コントロールセンターの設置等を検討する。

②臓器別診療を基にしたセンター化構想を推進する。

③第3次救急に十分対応できるよう、救命救急センターを拡充・移転する。

④特定感染症の診療・感染制御・予防を実践し、安全で高度な医療の提供を目的として、高次感染症センターを設置する。

#### (4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○大学附属としての附属学校の特性を活かし、全学体制による研究の推進と先導的な教育を実践し、大学への成果の還元を図る。

- 1) 本学が保有する大学の資源を活用し、附属学校の新たな展開と活用に取り組む。
  - ①大学の有する知的（人材、教育研究成果）・物的（講義室、実験室）財産を活用し、教育実践の充実に取り組む。
  - ②大学教員と附属学校教員との共同研究により教材を開発する。
  - ③大学教員による放課後教室、長期休業期間を利用した科学実験等を実施する。
  - ④教科指導等に学生ボランティアを活用する。
- 2) 幼児から社会人までを対象とした「生涯にわたる教育」の共同研究体制を構築し、附属学校等を活用して発達科学研究等の研究を推進する。
  - ①幼、小、中一貫教育の推進及び異年次交流(各学校園交流)、各附属学校園の教員の相互乗り入れによる授業、合同研修会等を実施し、共同研究体制の構築を行う。
  - ②附属学校園を大学教員による発達科学研究の研究推進の場とする。
- 3) 附属学校部運営委員会の機能充実等を通じて、全学的なマネジメント体制を充実させる。
  - ①附属学校部運営委員会、各種委員会等の機能充実を図り、全学運営体制を強化する。

○全学体制による開放制の教員養成の特色を活かし、複数学部等の学生等による学際的な教育実習の場を形成する。

- 4) 全学の教員で組織する教育実習委員会を中心に教育実習を計画し、教員免許の取得を希望する各学部の学生の教育実習を行う。
  - ①教育職員免許状取得希望学生の教育実習の充実について、全学的な教育実習委員会において検討し、教育実習を行う。

○地域の教育委員会等との連携のもと、地域教育の「モデル校」としての機能を強化する。

- 5) 地域運営協議会（仮称）の設置や地域の教育委員会等との連絡窓口の設置等を通じて、地域との連携を強化する。
  - ①地域との連携を強化するため、地域運営協議会（仮称）の設置について検討する。
  - ②鳥取県教育委員会との人事交流協定に基づき、公立学校教員との人事交流を行う。
  - ③附属学校園では、地域のセンター的機能として、教育相談や子育て支援（未就園児対象）事業に関する情報及び相談の場を提供するなどの取り組みを行い、地域のニーズに対応する。
- 6) 現職教員の免許更新講習の実践、研修カリキュラムの開発等に附属学校を活用する。
  - ①附属学校教員が現職教員の免許更新講習の実践、研修カリキュラムの開発等に参加する。
  - ②教員の資質向上を目指し、研修カリキュラムの開発等に関わる研究会、研修会に積極的に参加する。
  - ③幼児教育について県教育委員会との連携を推進する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

○社会が大学に求めるニーズに的確に対応するため、学長のリーダーシップが機動的・戦略的に発揮できるよう大学運営体制を強化する。

- 1) 学長を中心とした運営体制を機動的・戦略的なものとするため、諸会議の効率化を推進するとともに、部局等の連携体制を強化する。
  - ①諸会議を効率的に運営するため、会議のペーパーレス化について検討を開始する。
  - ②各学部長室に電子会議システムを設置し、学部等間の情報の共有化を進める。



2) 予算編成については基本方針を明確にし、学長等裁量による予算及び定員の確保、情報技術革新等を通じて、戦略的活動を推進する。

①平成22年度学内予算編成方針に基づき、重点的・効率的な予算配分を行い、学長のリーダーシップの下、全学的視点に立った戦略的活動を推進する。

②学長のリーダーシップのもとに組織の活性化を推進するため、学長管理定員を確保し柔軟に配置する。また、学長裁量による人件費枠の確保、運用の方法について検討する。

③「鳥取大学高度情報化推進構想」に基づき、情報基盤を整備して業務の情報化を推進するとともに、戦略的に情報活用を進める。

○職員の技術・経験等を活かした人員配置、勤務形態、人材育成等により教育研究支援機能を充実する。

3) 短時間勤務制度の活用等による多様な働き方を工夫するとともに、研修を充実させ職員の能力向上を促進する。

①学内ホームページの職員向け情報ページに、育児短時間勤務制度等の育児支援に関連する情報を集約し、制度等を広く紹介することにより、育児短時間勤務制度等の利用を促進する。

②職員の能力開発、専門性の向上のための研修を整備、充実するとともに、自己啓発活動を奨励する。

4) 職員の能力開発等に活用するため、職員の人事評価システムをより効果的に行えるよう整備する。

①平成17年度に自己目標の設定、職員面談等を取り入れて新たに導入した事務・技術系職員人事評価制度について検討し、より適切な評価、インセンティブ付与への活用が一層しやすくなるよう検討を行う。

5) 教育研究支援機能を充実するため、技術系職員の資格取得の促進、専門的研修の充実等の具体策を講じる。

①技術系職員の資質向上を目的とした技術研修への参加を促進するとともに、専門資格の取得を支援する。

○共同利用・共同研究拠点として認定を受けた研究施設の体制を強化する。

6) 共同利用・共同研究拠点（乾燥地科学拠点）として認定された施設としての機能を適切に果たすため、乾燥地研究センターの組織等を整備する。

①「共同利用・共同研究拠点」としての機能を適切に果たすため、乾燥地研究センターの組織を強化する。

## 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○業務の更なる見直し等により、機能的な業務運営を行う。

1) 業務内容を更に見直し、事務の簡素化、業務の外部委託、事務の電子化等を通じて機能的な業務運営を行う。

①情報システム全体の最適化を通じ、電子情報の積極的活用を推進するため、データの標準化や一元管理について検討し、システム更新や機能強化などを効率的に行う。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○大学運営の一層の充実のため、競争的資金等による自己収入の獲得増を目指す。

1) 競争的資金等の公募情報の収集、外部資金獲得につながる研究成果の広報活動等を推進する。

- ①企業情報の収集、シーズ発掘など外部資金獲得に向けて、学内外のコーディネーター間における情報の共有化を進めるため、定期的な連絡会を充実させる。
  - ②外部資金獲得の成果を高めるため情報網を充実し、周知させて申請書作成講習会を開催する。
  - ③全学的な同窓会（鳥取大学校友会）を立ち上げ、研究の成果やシーズに関する広報活動を充実させる。
- 2) 企業シーズ等の情報収集システムを構築して、共同研究、受託研究を増加させるとともに、知的財産を活用して外部資金を積極的に獲得する。
- ①本学のホームページに、特許関連の新たな情報を逐次追加するなどの対策を講じ、情報提供活動を充実する。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

### (1) 人件費の削減

○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

- 1) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

①平成22年度においても、国家公務員の人件費改革を踏まえ、人件費削減を進める。

### (2) 人件費以外の経費の削減

○管理的経費の削減に向けた計画的な取り組みを推進する。

- 1) 業務の外部委託、事務の効率化、光熱水量の節減等の管理的経費の削減に向けた取り組みを検証し、新たな削減方策を検討して実施に移す。
- ①使用した光熱水量を各教職員に通達し、具体的な節減目標を作成して省エネを推進する。
  - ②施設管理委員会の下部組織として教職員をメンバーとした省エネ推進に係るワーキンググループを組織し、年度ごとの削減計画を作成するとともに達成状況を検証する。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○健全な大学経営を行うため、資産の正確な実態把握に基づき、効率的・効果的に運用する。

- 1) 資産（土地・建物・設備・資金）について、全学的視点に立った効率的・効果的な運用・管理を行う。
- ①木造宿舎の改修整備、建て替え又は他用途への転用等、宿舎存続の可否を含めた利用計画について、具体の検討のもとに計画の概要を策定し、資産を効果的に運用する。
  - ②土地・建物全般について利用状況の再点検を引き続き実施し、非効率的資産の洗い出しやその対応、減損の有無の的確な把握等資産運用管理の精度向上に努め、事務事業にマッチした有効活用を促進する。
  - ③余裕金の効率的な資金運用を行う。

#### IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価等に係る体制の充実及び評価方法等の改善を通じて、効果的な評価を目指す。

1) 自己点検・評価活動等を組織的・継続的に実施し、結果を大学運営等の改善に資するとともに、社会に向けて公開する。

①平成21年度鳥取大学外部評価及び第1期中期目標期間の業務実績評価の評価結果等を踏まえ、大学運営の改善方法等について検討し、実行する。また、評価結果や改善のための取り組み等について、鳥取大学ホームページ等において公開する。

2) 大学評価室の機能向上と部局等との連携を強化するとともに、大学情報をデータベース化し評価に活用する情報システムを構築する。

①大学評価室の運営方法等を見直し、効率的な評価業務を推進する。また、鳥取大学管理運営データベースを活用し、自己点検評価等の業務に関する効率的な運用方法及びシステム構築の方向性について検討する。

3) 教員の業績評価システムの整備を進め、評価結果を教育研究活動等に積極的に活用する。

①評価委員会を中心に、教員の業績評価について、評価結果のより効果的な活用方法や、そのための評価の実施方法等について検討する。また、教員の業績に関して、評価の基礎データとなる情報の一元化及び社会へ向けた公表等を効率的に行えるシステムの構築について検討する。

##### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学のブランドイメージを高めるために、大学に関する情報の戦略的・効果的な発信等を行う。

1) 卒業生に対する大学情報発信等の体制を構築する。

①卒業生に対する大学情報発信体制等について検討を開始する。

2) マスメディアを活用し、大学の持つ知的資源、教育研究成果を広く社会に公開する。

①効果的な広報活動を行うための広報戦略を検討する。

②ホームページを通じて本学における研究内容と研究成果について分かりやすく情報発信する。

#### V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

○大学の理念に基づき、教育研究等の推進及び人間力の涵養に資するため、施設設備の計画的な整備を進め、また、管理を充実させて効率的活用を推進する。

1) 経営戦略を反映させた全学的な施設整備構想に基づき、適正な施設設備の維持及び整備を行う。

①第1期中期目標期間中に策定した施設整備マスタープランの改訂を行う。

②施設の維持管理について、計画的・効果的な執行を行うため、緊急度、優先度等を評価票により数値化し、施設の計画的な維持管理を行う。

2) 補助金以外の資金活用を含めた、新たな手法による施設整備（学生寮など）を推進する。

①新たな手法による鳥取地区の学生寮整備について、検討する。

3) 施設の利用状況に関する実態調査等を実施し、効率的な活用を行う。

①施設の有効活用調査について、年次計画を策定し、調査をする。

○学生や職員のアメニティに配慮した質の高いキャンパス環境の整備を推進する。

4) キャンパスアメニティ、緑地環境に配慮した施設整備を推進するとともに、環境マネジメントの実践により快適なキャンパス作りを推進する。

①構内緑地の全学的な管理体制の構築について検討する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○安全なキャンパスの構築に向け、施設及び環境整備を推進し、危機管理体制を充実する。

1) 危機管理マニュアル等の見直しを行い、危機管理体制を充実する。

①大規模災害を想定した消防計画に対応する規則整備を行う。

②平成21年度に各常置委員会・部局等で実施したリスクの洗い出し・リスクレベルの検討結果に基づき、優先順位の高いリスクについて、マニュアルの整備・見直し等の必要な対策を講じ、全学的な危機管理体制を強化する。

③教職員への夜間・休日の緊急連絡用として、携帯電話向け高速メール配信サービスを導入し、教職員の登録を推進する。

2) 耐震性の向上、地域社会に開かれたユニバーサルデザイン化、防犯設備の充実等を通じて、安全安心な施設整備を推進する。

①施設の耐震性向上に向けた年次計画を策定する。また、防犯対策設備の設置について検討する。

○職員及び学生等の安全衛生等に関する意識啓発、快適な教育研究・労働環境の確保等により安全衛生管理を充実し、災害等を防止する。

3) 職員や学生等に対する安全衛生の講習会、実地訓練等の安全教育を実施する。

①職員の安全衛生に対する意識の向上を図るため、安全衛生に関する研修を積極的に行う。

4) 衛生管理者等の有資格者の養成と適切な配置を行うとともに、危険有害業務の実施状況を把握し、リスク軽減のための方策を講じる。

①衛生管理者の資格取得のための受験準備講習会を開催し、有資格者の計画的養成を行うとともに、学内の安全衛生管理の取組を推進するために、有資格者の活用について検討する。

②職場巡視、作業環境測定、危険有害業務の実施状況調査を行い、それらの結果を踏まえた適切な安全衛生管理を行う。

○情報セキュリティを高め、情報管理を徹底する。

5) 情報セキュリティポリシーに基づき、研修会、監査等を通じて、情報セキュリティを強化する。

①情報委員会と総合メディア基盤センターが協力して情報セキュリティ向上のために必要な環境整備を行うとともに、職員、学生等の利用者に対する研修、教育を行う。

②情報セキュリティ研修会を引き続き開催するなど、職員に対するICTリテラシーの向上に努め、全体的なレベルアップを行う。

## 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

○研究に関連する法令等を遵守し、体制を整備・充実するとともに、研究費等の適切な執行を行う。

1) 研究費等の不正使用防止体制による内部牽制機能等を検証するとともに、不正防止の研修会、説明会等を実施し、研究費の適切な執行を行う。

①研究費等の不正使用防止について、納品検収センターでの納品確認を徹底するとと

もに、不正使用防止の説明会やアンケート調査を行い、コンプライアンス意識の啓発に努めて、研究費を適切に執行する。

2) 遺伝子組換え実験、動物実験、アイソトープ実験の関連法令等を遵守するための全学的体制を充実させる。

- ①生命機能研究支援センターでは、法令に基づき各安全委員会と連携し、遺伝子組換え実験、動物実験、アイソトープ実験等に対する安全管理体制を充実させる。
- ②遺伝子組換え実験、動物実験の申請書式を全学的に統一して電子申請システムを導入し、手続きを簡素化して申請不備等を防止する。
- ③遺伝子組換え実験、動物実験、アイソトープ実験に関する教育訓練を充実させる。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

29億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1) 附属病院施設・設備の整備に必要となる経費の長期借りに伴い、本学の敷地及び建物について、担保に供する。

## IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・（医病）第2中央診療棟改修	総額 657	施設整備費補助金（63）
・小規模改修		船舶建造費補助金（0）
		長期借入金（542）
		国立大学財務・経営センター 施設費交付金（52）

（注1）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2. 人事に関する計画

- 1) 常勤職員数（任期付職員を除く） 1, 910人
- 2) 任期付職員数 46人
- 3) 人件費総額見込み（退職手当は除く） 15, 035百万円
- 4) 学長のリーダーシップのもと、組織の活性化を図るため、学長管理定数を確保し柔軟に配置する。
- 5) 学長裁量による人件費枠の確保、運用の方法について検討する。
- 6) 女性教員の雇用促進に向けた取組として、本学の現状の分析を行い、課題の洗い出しを行う。
- 7) 公明性及び透明性に配慮し、原則公募により教員の採用を行う。
- 8) 職員の能力開発、専門性の向上のための研修を整備、充実するとともに、自己啓発を奨励する。
- 9) 他の国立大学法人、地方公共団体、民間企業等との人事交流を行う。
- 10) 評価委員会を中心に、教員の業績評価について、評価結果のより効果的な活用方法や、そのための評価の実施方法等について検討する。また、教員の業績に関して、評価の基礎データとなる情報の一元化及び社会へ向けた公表等を効率的に行えるシステムの構築について検討する。
- 11) 平成17年度に自己目標の設定、職員面談等を取り入れて新たに導入した事務・技術職員人事評価制度について、より適切な評価、インセンティブ付与への活用が一層しやすくなるよう検討を行う。

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,569
施設整備費補助金	63
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	333
国立大学財務・経営センター施設費交付金	52
自己収入	20,041
授業料、入学金及び検定料収入	3,724
附属病院収入	15,973
財産処分収入	0
雑収入	344
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,483
引当金取崩	0
長期借入金収入	542
貸付回収金	0
目的積立金取崩	486
計	34,569
支出	
業務費	29,810
教育研究経費	15,613
診療経費	14,197
施設整備費	657
船舶建造費	0
補助金等	333
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,483
貸付金	0
長期借入金償還金	2,286
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	34,569

[人件費の見積り]

期間中総額 15,035百万円 を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額12,091百万円)

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額8,669万円。





### 3. 資金計画

#### 平成22年度 資金計画

(単位 : 百万円)

区	分	金 額
資金支出		35,887
業務活動による支出		31,248
投資活動による支出		1,034
財務活動による支出		2,286
翌年度への繰越金		1,319
資金収入		35,887
業務活動による収入		33,426
運営費交付金による収入		11,569
授業料・入学金及び検定料による収入		3,724
附属病院収入		15,973
受託研究等収入		923
補助金等収入		333
寄附金収入		560
その他の収入		344
投資活動による収入		115
施設費による収入		115
その他の収入		0
財務活動による収入		542
前年度よりの繰越金		1,804

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

地域学部	地域政策学科	198人
	地域教育学科	198人
	地域文化学科	186人
	地域環境学科	178人
医学部	医学科	508人
	（うち医師養成に係る分野	508人）
	生命科学科	160人
	保健学科	510人
工学部	機械工学科	260人
	知能情報工学科	240人
	電気電子工学科	260人
	物質工学科	240人
	生物応用工学科	160人
	土木工学科	240人
	社会開発システム工学科	240人
	応用数理工学科	160人
農学部	生物資源環境学科	800人
	獣医学科	210人
	（うち獣医師養成に係る分野	210人）
地域学研究科	地域創造専攻	30人
	（うち修士課程	30人）
医学系研究科	地域教育専攻	30人
	（うち修士課程	30人）
	医学専攻	200人
	（うち博士課程	200人）
	生命科学専攻	35人
	（うち修士課程	20人）
	（うち博士課程	15人）
	機能再生医科学専攻	43人
（うち修士課程	22人）	
（うち博士課程	21人）	
保健学専攻	40人	
（うち修士課程	28人）	
（うち博士課程	12人）	
臨床心理学専攻	6人	
（うち修士課程	6人）	

工学研究科	機械宇宙工学専攻	96人
	（うち修士課程 78人）	
	（うち博士課程 18人）	
	情報エレクトロニクス専攻	108人
	（うち修士課程 90人）	
	（うち博士課程 18人）	
農学研究科	化学・生物応用工学専攻	72人
	（うち修士課程 60人）	
	（うち博士課程 12人）	
	社会基盤工学専攻	93人
	（うち修士課程 78人）	
	（うち博士課程 15人）	
連合農学研究科	フィールド生産科学専攻	50人
	（うち修士課程 50人）	
	生命資源科学専攻	42人
	（うち修士課程 42人）	
	国際乾燥地科学専攻	30人
	（うち修士課程 30人）	
附属小学校	生物生産科学専攻	18人
	（うち博士課程 18人）	
	生物環境科学専攻	15人
	（うち博士課程 15人）	
	生物資源科学専攻	12人
	（うち博士課程 12人）	
附属中学校	国際乾燥地科学専攻	6人
	（うち博士課程 3人）	
	480人	学級数 12
	480人	学級数 12
附属特別支援学校	60人	学級数 9
附属幼稚園	160人	学級数 5